

新教区準備委員会の進捗状況について（報告）

（2023年5月25日作成 NO.9）

新教区準備委員会では、これまで2回の会議（その他：教化・組織小委員会（5回開催）、財務小委員会（5回開催）、長浜特区（4回開催）、常任委員会（3回開催））を開催してきました。

その協議の中で、新教区における長浜教区に関する事項を報告いたします。

なお、掲載している事項は、「案」であることをご承知おきください。（決定事項ではありません）

（1）2024年7月1日に新教区が発足します

長浜教区と京都教区は、改編により教区の名称は「京都教区」となります。新京都教区が発足すると、現在の京都教務所が新教区の教務所となり、長浜教務所は、長浜教務支所となり、支所には教化に関する事務を行うため職員が配置されます。

また、現京都教区は、教区を8地区（※「参考資料1」参照）に分け教化事業を行っており、長浜教区は、9つ目の地区となりますが、他の地区と区別して、「長浜特区」という名称を用います。

※参考資料1「地区」

<地区割及び所属寺院数>

（1）山城地区(山城第1組・第2組・第3組・第4組・第5組)	134カ寺
（2）湖南地区(近江第1組・第2組・第3組・第4組・第5組)	163カ寺
（3）湖東地区(近江第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組)	177カ寺
（4）湖西地区(近江第25東組・第25西組・第26組)	64カ寺
（5）若狭地区(若狭第1組・第2組)	28カ寺
（6）丹但地区(丹波第1組・第2組・第3組・但馬組)	43カ寺
（7）雲因地区(因伯組・出雲組)	47カ寺
（8）石見地区(石東組・石西組)	24カ寺
（9） <u>長浜特区（第12組～敦賀組）</u>	<u>387カ寺</u>

合計 1,067カ寺

※寺院数は、2023年3月1日現在

(2) 長浜特区の教化事業について

長浜特区には、長浜教化センター（仮称）を設置し、長浜・五村別院を中心とした教化事業を行います。一方京都教区は、既に地区制による教化が行われているので、改編後も地区制による教化事業が行われ、長浜特区及び京都教区の8つの地区は、新教区の教化方針に従い、特区（地区）教化事業等を行います。

なお、長浜教化センターとは、「センター」という建物を新たに建築するというのではなく、委員会組織を示す言葉としてご理解ください。

(1) 両別院輪番について

新教区発足時の輪番任命には、宗務総長（宗派）に対し、両別院の院議会（責任役員会）の推薦により、長浜教区の教師の内から輪番を任命いただくよう要望します。

(2) 長浜教化センター（仮称）の概要について

別院輪番が教化センター長に就任します。

① 設置目的について

長浜教区ではこれまで「教区人による教化」を展開するために、教区教化委員長（教務所長）のもとに教区内の方が教化本部長に就任し、教区の声を反映しやすい教化本部制を用いてきました。改編後もこうした教化本部制のもとで、長浜特区と両別院が連携して教化に取り組むため、長浜教化センターを設置します。

② 業務について

長浜教化センターは、特区の教化活動の振興をはかるため、新教区の教化方針に基づき、長浜特区・両別院が一体となって、組及び両別院に所属する諸団体と連携して、教化事業を推進します。

③ 組織について

センターは、センター長、センター本部長、本部専任員及び部門委員によって組織します。

役 職	役 割
センター長	両別院輪番の職にあるものがあたり、会務を統理し、総会の議長となる。
センター本部長	センター長が選定し、教化本部を代表し、教化本部会の議長となる。
本部専任委員	企画室に所属し、教化に資する事業内容について提案する。

部門委員	本部で立案された教化研修計画を遂行するため、部門を置く。部門は、幹事及び副幹事並びに部門委員で組織する。
実行委員	特定の事業を遂行するため、事業ごとに実行委員を置くことができる。
教務所職員 別院職員	教務支所職員及び別院職員は、共同でセンターの事務を整理し、長浜教化センターに関する会議に出席する。

④ センターの会議について

名 称	内 容
総会	毎年1回以上これを開き、業務について審議する。
センター本部会	業務について協議する。
企画室会議	教区・特区・別院・組・寺院の教化に関する現状と課題を把握し、センターの事業内容について提案する。
部門会議	業務の実行に関する協議

⑤ 事務所について

長浜教化センターの事務所は、長浜別院内（滋賀県長浜市元浜町3-2-9）に置く。

⑥ 事務について

長浜教化センターの事務は、長浜・五村両別院の職員並びに長浜教務支所の職員が共同して担い、経理を長浜別院の会計の職にある者が担当する。

⑦ 会計について

長浜教化センターに関する経費は、長浜別院一般会計において経理する。

⑧ その他

（組教導の位置づけ）

長浜教化センターが策定した教化方針に基づき、特区内の組における教化の促進と共同教化の充実を図るため、「同朋の会教導」を「組教導」とし、組教化事業について組教化委員長と連携して策定と推進に努める。

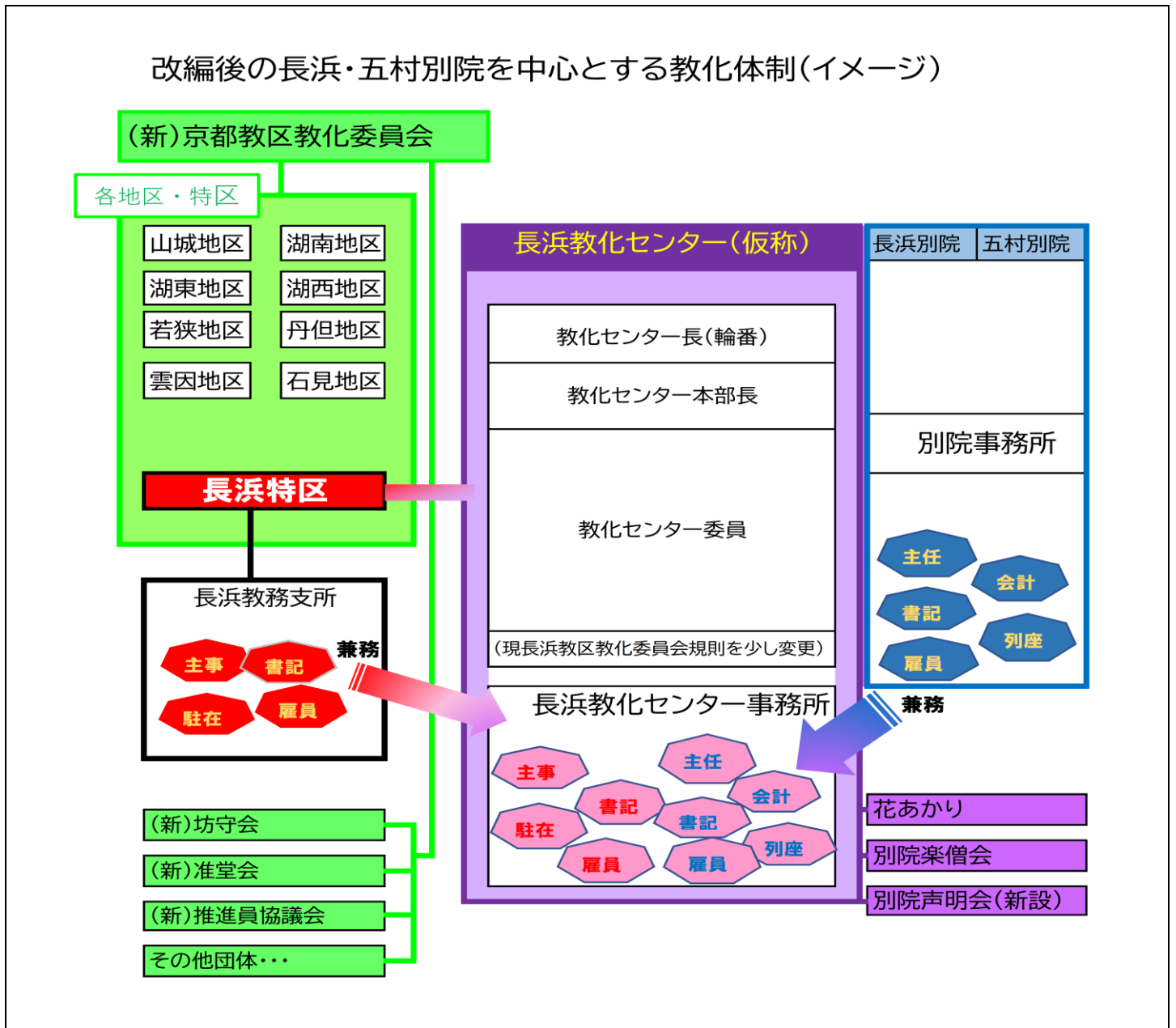
(3) 長浜特区に関する規則について

京都教区の教化地区と区別するために、長浜教区の第12組～敦賀組を「長浜特区」とし、京都教区の教化委員会規則を基本として、教化地区の区分（「※参考資料1」）を規定するだけでなく、条文を新設して「長浜特区」の位置づけについても明文化します。

また、長浜特区の教化は、特区のエリアが両別院の崇敬区域と同一であることから、別院

に設置される長浜教化センターにて行います。長浜教化センターでは、別院輪番が就任する「センター長」の指揮のもとで、教務支所の職員と両別院の職員が長浜教化センターの業務にあたります。

※参考資料2「教化体制」について



(4) 長浜教化センターの事業について

長浜教化センターの事業については、現在協議中です。案が纏まりましたら報告いたします。

以上